自転車マナーアップ強化月間＆駅前放置自転車クリーンキャンペーン

実施期間は、次のとおりです。

令和7年11月１日（土曜日）から11月30日（日曜日）

月間の重点は、次のとおりです。

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用の推進

放置自転車の追放

スローガンは、次のとおりです。

危険です　ながらスマホで　踏むペダル

ヘルメット　かぶるあなたは　かっこいい

ちょっとだけ　みんなが困る　その放置

広報事項は、次のとおりです。

道路交通法改正、令和8年4月1日施行

自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます！！

対象は16歳以上

対象となる違反行為は100種類以上

反則金は、原付と同一

主な違反行為と反則金額

携帯電話使用等（保持）12,000円

指定場所一時不停止等5,000円

信号無視6,000円

遮断踏切立入り7,000円

軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）3,000円

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左端を走行しましょう。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。

一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。

信号を必ず守りましょう。交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。

歩道を通行することができる場合

歩道に「自転車通行可」を示す標識等があるとき

13歳未満のこどもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているとき

道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき

自転車のヘルメット着用の推進

大人もこどもも命を守るヘルメットを着用しましょう。

自転車の交通事故（令和2年から令和6年）

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部損傷！

そのほぼ全員がヘルメット非着用！

放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車等の通行の妨げになります。

駐輪場等の決められた場所に駐輪しましょう。

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

大阪府交通対策協議会YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/@user-vh8st6ek9o>

大阪府交通対策協議会ホームページアドレス

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/koutsuuanzen/koutsuutaisaku/index.html>